

令和3年度第2回富田林市入札等監視委員会議事録（会議の概要）

- 1 開催日時 令和3年8月31日（火）午前9時15分～午前9時45分
- 2 開催場所 市役所2階 201会議室
- 3 出席者 委員3名、工事担当課9名、事務局5名
- 4 開催形態 公開（傍聴人 人）・**非公開**・一部公開（傍聴人 人）

【非公開・一部公開の理由】

会議の公開に関する指針3.（3）該当

- 5 審議の経過及び委員会等の結果等 全文筆記・**要点筆記**・議事要旨
次第

（1）入札及び契約手続きの運用状況等について（令和3年4月～6月）

①工事の発注状況について（報告）

（2）発注工事（抽出事案）に対する説明及び審議

令和3年度

- ① 「富田林市立久野喜台小学校①・⑩棟外壁・屋上防水等改修工事」
- ② 「R3久野喜台一丁目水道管布設替え工事(概算数量設計)」
- ③ 「(3)別井-1工区下水道工事」
- ④ 「喜志駅東口広場猛暑対策施設整備工事」
- ⑤ 「寺内町地区2号消火栓木製化粧ボックス改修工事」

【委員】 ①の入札の参加条件で市内と市外で、区別をしておられますが、市内業者については、本市の建設工事請負業者の等級別区分に関する要綱において、市外業者は本社の総合評点の0.7を乗じるとなっていますが、この工事の参加条件の設定で市外業者が等級ではなく評点で設定されているという意味はあるのですか。それとも一つ等級で行う場合と800点以上1100点未満と評点で設定した場合、市外業者にとって有利なのか、不利なのか。

【事務局】 要綱の第6条の0.7というのは、市外に本店があり、市内に富田林支店といった営業所をもたれる場合に本店の経審の点数に0.7を乗じて、市内に本店をもたれている業者と差をつけています。

【委員】 そうすると、①の市外業者というのは、富田林市内に支店もない業者ということですか。

【事務局】 そうです。

【委員】 富田林市に支店がある業者はなんというのですか。

【事務局】 準市内という言い方をしています。それと、要綱の別表をみていただくと、この案件であれば防水ですので、このCランクでは市内の業者しか格付けを行っていないのです。Cランクの総合評点が800点から1100点ということで条件的には同じという事で、市内業者にはCランクを求めて、市外業者には同じものを求めています。条件としては同じです。

【委員】 わかりました。そうすると準市内ですか。その業者は評点で0.7を乗じられて、条件的には不利な条件となるのに、支店もない府内業者は市内業者と同等に競争するということになるのはどういう考え方なんですか。富田林市内に支店をもっている業者さんは評点に0.7を乗じられるので、入札に参加できないわけですよね。この工事については支店もない業者であるのに市内業者と同等の評点で競争できるということになるのですね。

【事務局】 本店で評点が900点あったとしたら、市内支店であれば、0.7を乗じられて、630点となるので参加できないということになる。

【委員】 市内に支店がある業者はそうなんです。この条件設定であると、支店がないのに、準市内よりよい条件で入札参加できるということになるのではないですか。

【事務局】 この案件だけを見ればそういうことになりましたが、市内業者対象となる工事は、多くありますので、そちらをメインに参加されています。もう少し予定価格が低い案件であれば参加できるということになってきます。市内業者対象案件であれば参加可能ということになりますが、今回は府内業者対象案件ですので、両方に参加することはできないので、市内業者対象案件で参加できるものがあればということになってきます。入札案件は、ほとんどが市内業者対象となります。防水とか塗装とかある程度の金額になれば、府内業者対象になるのですが、あとは業者がその条件で、実際営業所を有していても、支店登録されなければ、府内業者としての参加になりますし、そこは業者が選択することとなります。実際営業されていても、市内本店だけで登録も可能です。営業所を有しているから必ず支店登録するかは、業者の選択になります。

【委員】 今回の抽出事案5件の内⑤の随意契約を除いた一般競争入札で、4件全て抽選になっているわけですが、特に案件②については23業者全て、案件③については47業者全て最低制限価格で抽選になってるわけですが、最近この最低制限価格で、最後抽選ということが、非常に増えてきているような気がするんです。いつもこの最低制限価格の設定について、どうなんですかと申し上げると、基準があつてということで、そういう回答があるわけですけども、危惧するのは、入札が抽選会になってしまうよ

うな、このような入札制度はちょっと具合が悪いかなと思うんです。これについて、最低制限価格については、公表するということになっておりますけども、例えば抽選がずっと続いているような事案については、最低制限価格を公表しないというようなことを考えていかなければいけない時期かなという気もするんですが、どんなものでしょうか。

【事務局】 過去から公表されていないところが、一部改めて公表してるような動きがあるのは聞いています。どういう流れでそうなっているのかまでは、調査はしておりませんが、過去から最低制限価格を、公表できるものは全てするというスタンスで、例えば、職員への開示の請求がないように公表できる分については全て公表してきております。実際していないところとやっているところはあるんですけども。

【委員】 最低制限価格について公表する、しないという事について色々問題点はあるかと思うのですが、富田林市では公表するというので、やってくれていますね。先ほど申し上げたように、これだけ最低制限価格で抽選ばかりになってくると、入札が抽選会になってるということを鑑みると、全てではないにしても、一定の入札事案については、ずっと最低制限価格で抽選になっていて、それが続いているのであれば、一定の条件のもとで最低制限価格を公表しないということも、検討してもいいのではないかなという気もするのです。

【事務局】 わかりました。全ての市がどういう状況か把握はできておりませんので、調査してみても、その状況をこの場で見ていただければと思います。

【委員】 制度とか法律的には、最低制限価格を公表しなくても可能なのですか。

【事務局】 しなければならぬとはなっておりません。国の方では事後公表されているところもありますし、府内でも事後公表されているところもありますし、事前公表をされているところもあります。法律で事後公表しなければならないということではないです。

【委員】 わかりました。

【委員】 ⑤についてですが、随意契約ということですが、選んだ業者を呼ぶときに、他にもこれだけの業者を呼んでいるということは開示されるのでしょうか。

【事務局】 指名時は自分のところ以外は公表されておりませんが、開札後に、公表いたします。

【委員】 ④の工事ですが、この事業は大阪府からの助成を受けて全てされているのかということと、バス事業者と共同で実施するというので、バス事業者からも費用が出ているのかということと、それともうひとつは、プランターとかを設置して、何らかの植物を植えるということだと思うのですが、計画的な管理とかはどうなっているのでしょうか。この3点お聞きしたいのですが。

【担当課】 100%大阪府の費用となります。申請して補助金は確定しているのですが、最初市の方から支出して、最終的に府から補助金がおりてくることとなります。

バス事業者と共同でということですが、今回の補助金は緑化がメインですので、植樹や壁面緑化とかそういうことの実施にあわせて、公共交通機関の上屋や、椅子等の施設を設置できるようになっています。バス事業者は上屋を作るということで、1事業に対して一千五百万が上限ということで、バス事業者と市をあわせて三千万円まで事業ができます。バス事業者はそこが府に申請して補助金をいただくという形になります。バス事業者も同様に後から補助金がおりの形になります。管理に関してはバス事業者と、植栽したプランターに関して、まだ協議の段階です。水やりについては、バス事業者は協力してくれるということを口頭ではお答えをいただいています。今後詰めていきまして、管理の協定書を結んでいく予定です。

【委員】 よく枯れたままになっている姿を見ることがありますので。

【担当課】 毎年報告義務がありまして、木は切っているのかとか、あとこれは、暑熱対策の事業なので、木が日陰になって輻射熱であるとか、直射日光を遮るので、その部分の測定が義務付けられているのです。償却期間が15年間ありますので、写真と温度測定とアンケート調査をすることになっていますので、その代わりに府費が100%出ますので、それは継続してやっていきます。喜志駅のプランターに関しては、枯れさすことはできないということです。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

○ 開催日程等について

(1) 次回の開催日時について

(2) 議事録の署名委員と抽出委員の指名について